

営繕工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた
設計変更について（お知らせ）

令和8年9月4日
営 繕 課

中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材における代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる費用について設計変更することの必要な手続き、積算方法等を次のとおり整理する。

1 対象工事

営繕課が発注するすべての工事を対象とする。

2 中東情勢の影響を理由とした設計変更の対象となる資材の範囲

対象とする資材は一般財団法人経済調査会や一般財団法人経済物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とし、次のとおり示す。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表—1 調達検討資材

資 材 名	仕様・規格
塗料	鋼構造物用塗料 (変性エポキシ樹脂下塗り塗料)
塗料用シンナー	比重 0.79
再生アスファルト混合物	密粒度 13
防水材	防水工事用 アスファルト 3 種 針入度 20～40(25kg 袋)
建築用断熱材	押出法ポリスチレン フォーム 1 種 bC 30×910×1820
硬質ポリ塩化ビニル管	VP100 4m
軽油	ローリー

※ 代表的なナフサ由来の資材の一例であり、この一覧にない場合でも受注者から協議があった際には、ナフサ由来の資材か確認の上、適切に対応すること。

3 調達にあたって通常と異なる検討を要する資材について

受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。

ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

- ① 設計図書で指定する資材と同等の調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

- 4 設計変更の際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。
- 5 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第25条（スライド条項）の対象外とする。
- 7 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8 積算方法

(1) 設計変更を行う対象数量

- ・ 予定価格内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

(2) 設計変更に用いる材料単価

- ・ 受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
- ・ 実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・ 妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

(3) 別途調達経費の算出法

- ・ (2) で算出した材料単価と設計変更前の官積の材料単価の差額に(1)の対象数量を乗じて求める。
- ・ 設計変更前の官積の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。
- ・ 材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。